

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月6日

京都市長 門川 大作

京都市規則第75号

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則
京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1 音響設備の項中

「

無線マイクロホン装置（会議室又はホールにおいて使用する場合に限る。）	1チャンネル	3,080
------------------------------------	--------	-------

を

」

「

無線マイクロホン装置	講義室において使用する場合	1チャンネル（4チャンネルを超えるチャンネルに限る。）	1,540
	会議室又はホールにおいて使用する場合	1チャンネル	3,080

に改め、

」

同表映写設備の項中

「

テレビ・ビデオテープデッキセット	一式	3,600
------------------	----	-------

を

」

「

ビデオプロジェクター・ブルーレイディスクプレーヤーセット	一式	3,600
------------------------------	----	-------

テレビ・ブルーレイディスクプレーヤーセット		3,600	に改め
-----------------------	--	-------	-----

」

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(総合企画局総合政策室)